

岡崎市農業用廃棄物適正処理対策事業費補助金交付要綱

(補助金の目的)

第1条 市は、市内で生ずる農業用廃プラスチック及び廃棄農薬等の農業用廃棄物（以下「農業用廃棄物」という。）の円滑な回収体制の確立及びその適正処理を促進し、もってそれらの不適正処理により危惧される農産物及び生活環境への悪影響を未然に防止するため、岡崎市農業用廃棄物適正処理対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、市内の農業用廃棄物の回収及びその処理を適正かつ効率的に実施するために、あいち三河農業協同組合が次条に規定する補助対象事業を行った場合に同組合に対して交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる事業又は事務とする。

(1) 農業用廃プラスチック適正処理事業

- ア 農業用廃プラスチックの適正処理に関する市内各農家への啓発事業
- イ 農業用廃プラスチック回収の日時、場所等の調整及び市内各農家への周知事業
- ウ 農業用廃プラスチックを回収し、再生利用業者に処理を委託する事業
- エ 産業廃棄物管理票に係る事務
- オ アからエに規定する事業又は事務に付随する事業又は事務

(2) 廃棄農薬適正処理事業

- ア 市内に存する残、廃棄農薬及び農薬空容器の適正処理に関する市民への啓発事業
- イ 残、廃棄農薬及び農薬空容器回収の日時、場所等の調整及び市民への周知事業
- ウ 残、廃棄農薬及び農薬空容器を回収し、処理業者に処理を委託する事業
- エ アからウに規定する事業又は事務に付随する事業又は事務

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨て、予算の範囲内で支出する。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市農業用廃棄物適正処理対策事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市農業用廃棄物適正処理対策事業費補助金実績報告書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後 10 日以内(10 日以内に会計年度の末日が到来する場合にあっては、当該会計年度の末日まで)に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする収支精算書
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助事業者からの請求により交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

岡崎市農業用廃棄物適正処理対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

法人名

代表者名.....（ ）

（ ）本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。

農業用廃棄物適正処理対策事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

岡崎市農業用廃棄物適正処理対策事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

法人名

代表者名.....

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定がありました
た農業用廃棄物適正処理対策事業は、次のとおり完了しました。

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 ￥ ,

精 算 額 ￥ ,

3 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 収支精算書

(2) 事業実績報告書

(3) その他市長が必要と認める書類